

大原大学院大学研究者行動規範

(目的)

第1条 大原大学院大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、研究者が、主体的かつ自律的に学術研究に取り組む際に求められる基本的な行動規範をここに定める。

(基本理念)

第2条 本学における研究者の行動規範は、次の事項の実現をその基本理念とする。

- (1) 人類の知的基盤、社会的に有益な研究の実施
- (2) 人間の尊厳及び人権の尊重
- (3) 科学的又は社会的利益に対する個人の人権の保障の優先
- (4) 個人情報保護の徹底
- (5) 研究に係る安全の確保と適切な研究環境の保持
- (6) 捏造、改ざん、盗用等の研究上の不正行為の防止による公正な研究の推進
- (7) 法令、本学の諸規程及び学会等において認められた研究に関わる規範の遵守
(インフォームド・コンセプト)

第3条 研究者は、個人に関する情報の提供を受けて研究を行う場合には、当該対象者・個人などから明確な同意を得て、研究を行わなければならない。

(個人情報の適切な取り扱い)

第4条 研究者は、研究の必要上、個人情報を使用又は保管する場合には、それが漏洩することがないように厳格に管理するとともに、研究結果の公表の際に、個人名が特定されることがないように最大限配慮しなければならない。

(研究上の不正の防止)

第5条 研究者は、研究の実施及び成果発表の過程において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為は、いかなる場合にもこれを行ってはならない。

(研究費の取扱い)

第6条 研究者は、研究費の使用にあたっては、法令及び本学の諸規程に反し不正に使用してはならない。また、研究費を最も効果的かつ効率的な方法で使用するよう努めなければならない。

2 研究者は、研究費の源泉を常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

(先行研究の公正な評価)

第7条 研究者は、先行研究を精査し、研究発表にあたっては、当該研究に対して寄与した先行研究を公正に評価し、言及しなければならない。

(公正な精査)

第8条 研究者は、研究助成金、学会賞等の審査又は学術誌の審査にあたる場合には、審

査対象者の属性や審査対象者との関係等によって不当な評価を行うことなく、学問的基準のみに基づいて公正な審査を行わなければならない。

- 2 前項の審査を行った研究者は、その過程で知り得た研究上の情報を、自らの研究に不当に利用したり、他に漏らしてはならない。

(研究成果の適切な発表)

第9条 研究者は、特許出願その他合理的理由のために公表に制約がある場合を除いて、研究の成果を広く還元するために、適切な方法により発表するように努めなければならない。

- 2 研究成果の発表にあたっては、私的利益への配慮や不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

(研究補助者及び学生に対する配慮)

第10条 研究者は、研究活動の遂行にあたって、研究活動に関与する研究補助者、研究協力者及び学生（以下「研究補助者等」という。）の利益に常に配慮するように努めなければならない。また、ハラスメント行為を行うことはもとより、研究補助者等の弱い立場を利用して研究への支援や協力を強いる等の不当な行為を行ってはならない。

(本学の責務)

第11条 本学は、この行動規範が、研究者に十分理解され、この規範に沿った研究活動が行われるように、必要な措置をとるものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、公的研究費等の不正使用防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この計画は、平成28年5月1日から施行する。